

尾張旭市監査公表第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき実施した定例監査の結果を、同条第9項の規定により公表します。

平成31年3月29日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 秋 田 進

定例監査報告書

1 監査の種類

定例監査

2 監査の対象

都市整備部（都市計画課、都市整備課、土木管理課、下水道課、上水道課）

3 監査の期間

平成31年1月25日から平成31年2月28日まで

4 監査の方法

平成30年度（平成30年12月31日現在）における財務事務の執行及び事業の管理、また、重点監査項目について、提出された監査資料、関係する諸帳簿及び書類に基づき監査するとともに、併せて関係職員の説明を求め実施した。

5 監査の結果

各課等所管の財務事務の執行及び事業の管理、また、今年度における重点監査項目については、おおむね適正に処理されていると認められた。その中で、一部の課において不適切なものが次のとおり見受けられたことから、今後の事務執行等に当たっては、これらの点に留意するとともに、必要な措置を講じられたい。

なお、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

6 指摘事項（注意すべきもの）

- (1) 尾張旭市ブロック塀等撤去工事費補助金交付要綱において、補助金の交付を受けようとする者から申込みがあったときは、その内容の審査をし、補助金交付対象者として決定しなければならないが、事業の申込みの段階において提出される申込書では交付の要件を審査することができない。（都市計画課）
- (2) 公園愛護会活動推進事業において、副市長又は部長が専決となる報償費についての決裁が課長において行われている。尾張旭市決裁規程により、50万円を超える報償費については副市長専決、10万円を超え50万円以下の場合は部長専決事項とされている。（都市整備課）
- (3) 土地区画整理補助金において、補助金変更申請書（第3号様式）及び補助金変更交付決定通知書（第4号様式）が土地区画整理組合に対する補助金交付条例施行規則に定める様式と異なる様式を用いている。（都市整備課）
- (4) 尾張旭市役所の位置を定める条例の一部改正により、市役所の所在地番の表記が平成21年3月30日から改正されているが、旧表記（2600番地の1）のままの契約書が散見される。（土木管理課）

定例監査報告書

1 監査の種類

定例監査

2 監査の対象

議会事務局議事課

3 監査の期間

平成31年1月25日から平成31年2月28日まで

4 監査の方法

平成30年度（平成30年12月31日現在）における財務事務の執行及び事業の管理、また、重点監査項目について、提出された監査資料、関係する諸帳簿及び書類に基づき監査するとともに、併せて関係職員の説明を求め実施した。

5 監査の結果

所管の財務事務の執行及び事業の管理、また、今年度における重点監査項目については、おおむね適正に処理されていると認められた。